

令和5年3月20日

保護者等 様

京都府立清明高等学校
校 長 越野 泰徳
PTA会長 松永 須弥也

令和5年度以降の服装・身だしなみ規定について（お知らせ）

春暖の候保護者等の皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、本校では「つまずきのある人もない人も共に安心していきいきと学ぶ学校」というビジョンを掲げ、生徒の主体性を重んじつつ将来の社会的自立につなげるための教育を実践しているところです。また、その教育実践の一環として、今年度標準服試行期間や服装・身だしなみ規定ワーキンググループの活動を実施し、より多くの生徒が学校生活を過ごしやすくなるよう服装・身だしなみ規定のあり方について検討してきました。その結果、下記のように服装・身だしなみ規定を改訂することになりましたので、お知らせいたします。御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 施行日 令和5年4月1日(土)

2 規定内容

- (1) 清明高校生として着用することが望ましい服装を標準服とし、生徒自ら「学校生活を送る服装（身だしなみを含む）」を選択・決定して登校する。（※現在制服として着用している服装を「標準服」とする。）

服装を選択・決定する場合は、以下のことを考慮すること。

①標準服を常時着用することは求めない。気温や活動内容、その他個々の事情を考え、標準服でない方が過ごしやすいと判断した場合は、その他の服も着用可とする。

②個人の選択・決定を尊重するが、十分他者に配慮すること。

他者への配慮を欠いた服装・身だしなみ等は禁止する。（以下参照）

a. 香水やコスプレ等、感覚的に他者に不安を感じさせるもの

b. 着脱困難なピアスや突起物のあるアクセサリ等、自他の健康を損なう可能性があるもの

c. 入れ墨等、社会通念上認められないと判断できるもの

※アクセサリやつけ爪等は体育等の指定された身体活動では必ずすべて外すこと。

- (2) 式典・その他学校が指定する日・時間は標準服を着用する。（標準服の着方については別途説明・指導する。）

- (3) (1)～(2)のルールやマナーが守れない場合は、生徒支援部と話し合いの場を持つ。話し合いで納得ができない場合は、保護者の同席を求めることがある。

- (4) 標準服を加工・変形させてはいけない。加工・変形が認められるときには、新たに購入することになる。

- (5) 服装・身だしなみ規定のあり方についてワーキンググループで定期的に検討し、他者に配慮を欠いた服装・身だしなみ等について適宜見直していく。

3 その他

- (1) その他については、3月20日にTeamsで全校生徒へ配信している資料を御確認ください。